

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：簡易水道事業特別会計

事業名	簡易水道事業		
事業開始年月日	昭和36年1月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input type="checkbox"/> 非適用 <input checked="" type="checkbox"/>
団体名	二セコ町	職員数 (H19. 4. 1現在)	3
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

#### 2 財政指標等

資本費	184円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	1,035 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0 (H18)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	0 (H18)
不良債務 (百万円)	0 (H18)	財政力指数	0.257 (H18)
資金不足比率 (%)	-	実質公債費比率 (%)	18.5 (H19)
		経常収支比率 (%)	85.8 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。  
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	二セコ町簡易水道事業経営健全化計画
計 画 期 間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	二セコ町長
既存計画との関係	以下の計画等と整合 ・二セコ第4次総合計画（H14～H23） ・二セコ町財政危機突破計画（H17～H36） ・二セコ町集中改革プラン（H17～H21） ・二セコ町公債費負担適正化計画（H19～H23 現在策定中）
公表の方法等	公式ホームページ他で公表、19年12月に議会へ報告
基本方針	まず、本事業は一般会計から独立して運営しており、財政状況も資金不足額等は発生しておらず、良好である。 しかし今回、繰上償還の実施に併せ、使用料の増収と歳出の削減をより一層進めることにより、一般会計からの繰入金金を極力抑制する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	17.9	6.6	13.7	38.2
	補償金免除額	1.8	1.8	1.9	5.5
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債	17,872	6,607	13,713	38,192
合 計 (A)		17,872	6,607	13,713	38,192
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		17,872	6,607	13,713	38,192

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。  
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容																																																											
財 務 上 の 特 徴	<p>本町は中山間地域であり、集落も広範囲に点在している過疎地域である。これらの要件から、本町における簡易水道事業は給水人口が少ないうえ、資本費が高額になっている。 ただし、使用料単価についてはこのような状況も踏まえ、全簡易水道事業の平均だけでなく、同規模他団体や後志管内の平均と比較しても高い水準で徴収している。</p> <p style="text-align: center;">参考 施設及び業務概況の比較（平成17年度公営企業決算状況調査）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">行政区域内 現在人口</th> <th style="text-align: center;">計画給水人口</th> <th style="text-align: center;">現在給水人口</th> <th style="text-align: center;">管路延長<small>（給水管・送水管・配水管）</small></th> <th style="text-align: center;">年間 総有収水量 (m<sup>3</sup>)</th> <th style="text-align: center;">給水原価 (円/m<sup>3</sup>)</th> <th style="text-align: center;">供給単価 (円/m<sup>3</sup>)</th> <th style="text-align: center;">1ヶ月10m<sup>3</sup> 当たり 料金(円)</th> <th style="text-align: center;">給水区域面積 (ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">二セコ町</td> <td style="text-align: center;">4,685</td> <td style="text-align: center;">5,864</td> <td style="text-align: center;">4,127</td> <td style="text-align: center;">138,661</td> <td style="text-align: center;">518,705</td> <td style="text-align: center;">270.09</td> <td style="text-align: center;">162.23</td> <td style="text-align: center;">1,630</td> <td style="text-align: center;">5,150</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現在給水人口が同規模 (4,000～4,500人)の事業 (全38事業)平均</td> <td style="text-align: center;">26,869</td> <td style="text-align: center;">5,545</td> <td style="text-align: center;">4,216</td> <td style="text-align: center;">99,782</td> <td style="text-align: center;">502,422</td> <td style="text-align: center;">247.16</td> <td style="text-align: center;">162.34</td> <td style="text-align: center;">1,495</td> <td style="text-align: center;">4,210</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">後志管内の簡易水道事業 (16事業)平均</td> <td style="text-align: center;">4,487</td> <td style="text-align: center;">3,531</td> <td style="text-align: center;">2,753</td> <td style="text-align: center;">72,120</td> <td style="text-align: center;">312,777</td> <td style="text-align: center;">343.45</td> <td style="text-align: center;">170.69</td> <td style="text-align: center;">1,623</td> <td style="text-align: center;">2,822</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全ての簡易水道事業 (885事業)平均</td> <td style="text-align: center;">39,073</td> <td style="text-align: center;">6,950</td> <td style="text-align: center;">5,286</td> <td style="text-align: center;">106,750</td> <td style="text-align: center;">561,479</td> <td style="text-align: center;">350.35</td> <td style="text-align: center;">160.54</td> <td style="text-align: center;">1,436</td> <td style="text-align: center;">3,632</td> </tr> </tbody> </table>										区 分	行政区域内 現在人口	計画給水人口	現在給水人口	管路延長 <small>（給水管・送水管・配水管）</small>	年間 総有収水量 (m <sup>3</sup> )	給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	1ヶ月10m <sup>3</sup> 当たり 料金(円)	給水区域面積 (ha)	二セコ町	4,685	5,864	4,127	138,661	518,705	270.09	162.23	1,630	5,150	現在給水人口が同規模 (4,000～4,500人)の事業 (全38事業)平均	26,869	5,545	4,216	99,782	502,422	247.16	162.34	1,495	4,210	後志管内の簡易水道事業 (16事業)平均	4,487	3,531	2,753	72,120	312,777	343.45	170.69	1,623	2,822	全ての簡易水道事業 (885事業)平均	39,073	6,950	5,286	106,750	561,479	350.35	160.54	1,436	3,632
区 分	行政区域内 現在人口	計画給水人口	現在給水人口	管路延長 <small>（給水管・送水管・配水管）</small>	年間 総有収水量 (m <sup>3</sup> )	給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	1ヶ月10m <sup>3</sup> 当たり 料金(円)	給水区域面積 (ha)																																																			
二セコ町	4,685	5,864	4,127	138,661	518,705	270.09	162.23	1,630	5,150																																																			
現在給水人口が同規模 (4,000～4,500人)の事業 (全38事業)平均	26,869	5,545	4,216	99,782	502,422	247.16	162.34	1,495	4,210																																																			
後志管内の簡易水道事業 (16事業)平均	4,487	3,531	2,753	72,120	312,777	343.45	170.69	1,623	2,822																																																			
全ての簡易水道事業 (885事業)平均	39,073	6,950	5,286	106,750	561,479	350.35	160.54	1,436	3,632																																																			
経 営 課 題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">課 題</td> <td>維持管理経費の削減</td> </tr> <tr> <td></td> <td>給水人口の割に規模が大きく、整備年度も多様である各種施設について、効率的な維持管理方法を検討し、経費削減を目指す。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td>職員給与費の削減（H19当初から実施済み）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本事業だけでなく、二セコ町全体における財政状況改善に有効な手段として実施。 【参考】ラスパイレス指数 H12：99.4、H17：98.7、H19見込：91.1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td>未収金の徴収対策</td> </tr> <tr> <td></td> <td>収納対策会議（税務課を中心とした庁内の横断的な組織）による徴収強化を図るとともに、納入遅延者への定期的な催告や滞納者の分納誓約書の提出などをより一層強化して未収金の解消に努める。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課 題</td> <td></td> </tr> </table>										課 題	維持管理経費の削減		給水人口の割に規模が大きく、整備年度も多様である各種施設について、効率的な維持管理方法を検討し、経費削減を目指す。	課 題	職員給与費の削減（H19当初から実施済み）		本事業だけでなく、二セコ町全体における財政状況改善に有効な手段として実施。 【参考】ラスパイレス指数 H12：99.4、H17：98.7、H19見込：91.1	課 題	未収金の徴収対策		収納対策会議（税務課を中心とした庁内の横断的な組織）による徴収強化を図るとともに、納入遅延者への定期的な催告や滞納者の分納誓約書の提出などをより一層強化して未収金の解消に努める。	課 題		課 題																																			
課 題	維持管理経費の削減																																																											
	給水人口の割に規模が大きく、整備年度も多様である各種施設について、効率的な維持管理方法を検討し、経費削減を目指す。																																																											
課 題	職員給与費の削減（H19当初から実施済み）																																																											
	本事業だけでなく、二セコ町全体における財政状況改善に有効な手段として実施。 【参考】ラスパイレス指数 H12：99.4、H17：98.7、H19見込：91.1																																																											
課 題	未収金の徴収対策																																																											
	収納対策会議（税務課を中心とした庁内の横断的な組織）による徴収強化を図るとともに、納入遅延者への定期的な催告や滞納者の分納誓約書の提出などをより一層強化して未収金の解消に努める。																																																											
課 題																																																												
課 題																																																												
留 意 事 項	<p>簡易水道事業は住民の生命を守る必要最低限の事業であり、更に本町では上記のような地域特性・事業概要であることから、本事業において合理化や民間的経営手法を導入できる箇所はほとんどなく、仮に導入しても経営改善や住民の生活環境の向上につながる可能性は相当低いと考える。</p> <p>また、現在の料金設定は、他団体の料金体系や本町での受益と負担のバランスを勘案したうえ、住民との合意形成により設定されているものであり、ほぼ適正であると考え。</p> <p>ゆえに、本事業では今後とも、可能な限りの経費削減と収入増加に努め、住民負担・公費負担いずれの負担も極力削減できる経営に努める。その上で、料金改定についてはさらに財政状況の改善が必要となった場合、適正な受益と負担のバランスを見極め、住民の理解を得た上での改定を検討する。</p>																																																											

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	86.0	91.0	95.3	99.5	94.9	105.8	106.5	105.9	101.4	102.9
	(1) 営 業 収 入 (B)	72.0	77.4	80.1	85.0	81.2	83.0	83.0	83.0	84.0	84.0
	ア 料 金 収 入	64.9	71.2	79.2	84.1	80.9	82.7	82.7	82.7	83.7	83.7
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他	7.1	6.2	0.9	0.9	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	(2) 営 業 外 収 益	14.0	13.6	15.2	14.5	13.7	22.8	23.5	22.9	17.4	18.9
	ア 他 会 計 繰 入 金	13.7	13.2	14.8	14.1	13.2	22.3	23.0	22.4	16.9	18.4
	イ そ の 他	0.3	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	2 総 費 用 (D)	86.7	78.1	75.2	79.1	79.8	77.8	76.1	76.6	75.6	68.4
	(1) 営 業 費 用	53.7	46.0	42.3	47.0	49.4	49.6	49.7	51.1	51.2	45.6
ア 職 員 給 与 費	28.4	27.5	28.5	31.8	26.7	26.8	26.9	28.3	28.4	22.8	
ウ ち 退 職 手 当											
イ そ の 他	25.3	18.5	13.8	15.2	22.7	22.8	22.8	22.8	22.8	22.8	
(2) 営 業 外 費 用	33.0	32.1	32.9	32.1	30.4	28.2	26.4	25.5	24.4	22.8	
ア 支 払 利 息	33.0	32.1	32.9	32.1	30.4	28.2	26.4	25.5	24.4	22.8	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		0.1	0.1								
イ そ の 他											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	-0.7	12.9	20.1	20.4	15.1	28.0	30.4	29.3	25.8	34.5	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	66.2	507.6	181.7	55.2	59.0	60.4	101.8	104.9	42.7	35.7
	(1) 地 方 債 借 入		262.2	78.3			13.7	40.6	45.0		
	(2) 他 会 計 補 助 金	56.4	54.2	33.0	48.7	57.4	46.3	35.5	39.7	42.3	35.3
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金										
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		169.5	51.5				25.3	19.8		
	(6) 工 事 負 担 金	9.8	21.7	8.4	6.5	1.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	(7) そ の 他			10.5							
	2 資 本 的 支 出 (G)	65.6	520.5	201.8	75.7	74.1	88.4	132.2	133.7	68.5	70.2
	(1) 建 設 改 良 費	20.1	471.5	149.5	14.8	11.3	10.4	69.6	54.9	5.3	5.3
ウ ち 職 員 給 与 費		0.7									
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	45.5	49.0	52.3	60.9	62.8	78.0	62.6	78.8	63.2	64.9	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0.6	-12.9	-20.1	-20.5	-15.1	-28.0	-30.4	-28.8	-25.8	-34.5	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	-0.1	-0.0	0.0	-0.1	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	
積 立 金 (K)											
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.6	0.1	0.1	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)											
実 質 収 支 (N)-(O)	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.6	0.1	0.1	
黒 字 (P)											
赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )											
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	65.1	71.6	74.7	71.1	66.5	67.9	76.8	68.1	73.1	77.2	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	72.0	77.4	80.1	85.0	81.2	83.0	83.0	83.0	84.0	84.0	
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)											
積 立 金 現 在 高											
企 業 債 現 在 高	919.5	1132.8	1157.5	1097.9	1035.1	970.8	948.8	914.5	851.3	786.4	
ウ ち 建 設 以 外 の 借 入 金 等 による も の	919.5	1132.8	1157.5	1097.9	1035.1	970.8	948.8	914.5	851.3	786.4	
ウ ち そ の 他 に 係 る も の											

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	うち基準内繰入金	13.7	13.2	14.8	14.1	13.2	22.3	23.0	22.4	16.9	18.4
	うち基準外繰入金	0.0	12.8	14.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	ウ ち 料 金 収 入 に 計 入 さ れ ず 料 金 収 入 に 計 入 さ れ ず 料 金 収 入 に 計 入 さ れ ず 料 金 収 入 に 計 入 さ れ ず										
	うち赤字補てんのなもの		12.8	14.4							
資 本 的 収 支 分	うち基準内繰入金	20.9	13.5	13.6	14.0	15.6	11.2	11.6	14.0	15.0	15.5
	うち基準外繰入金	35.5	40.7	19.4	34.7	41.8	35.1	23.9	25.7	27.3	19.8
	うち赤字補てんのなもの	35.5	40.7	19.4	34.7	41.8	35.1	23.9	25.7	27.3	19.8

## (3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	49.1	56.0	62.1	60.1	56.7	53.1	59.6	53.2	60.3	62.8	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	65.1	71.6	74.7	71.1	66.5	67.9	76.8	68.1	73.1	77.2	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	15.9	14.5	15.5	14.2	13.9	21.1	21.6	21.2	16.7	17.9
	うち基準内繰入金	(%)	100.0	3.0	2.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金	(%)	0.0	97.0	97.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)		14.1	15.1							
	資本的収入分	(%)	85.2	10.7	18.2	88.2	97.3	76.7	34.9	37.8	99.1	98.9
	うち基準内繰入金	(%)	37.1	24.9	41.2	28.7	27.2	24.2	32.7	35.3	35.5	43.9
	うち基準外繰入金	(%)	62.9	75.1	58.8	71.3	72.8	75.8	67.3	64.7	64.5	56.1
うち赤字補てん的なもの	(%)	62.9	75.1	58.8	71.3	72.8	75.8	67.3	64.7	64.5	56.1	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

## (1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

## (3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

## (4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

## (5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

## (7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

## (8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

## 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

## (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m<sup>3</sup>) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m<sup>3</sup>) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

## (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>料金設定:改定なし                      料金収入:本町は近年人口は横ばいであり、給水人口の増減はほとんどないと見込まれることから、H19年度以降はH19収入推計値と同額で計上。ただし、平成22年度からは近藤地区簡易水道拡張事業の供用開始に伴い、微増としている。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>平成19年度からは収益的収支における基準内繰入として、高料金対策に要する経費を算入。平成20年度以降の同基準額の算定においては、平成19年度の繰入基準を適用。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>投資的事業                      ・事業名:近藤地区簡易水道拡張事業(豊里地区拡張) ・事業年度:H19~21                      ・事業内容:配水管布設(75:L=1,250、50:L=4,150)、配水ポンプ室1箇所ほか                      ・総事業費118,635千円(うち国補助45,164、起債(過疎30,300、簡水債30,300)、一般財源12,871)                      資産売却等による収入見込み:無し</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>職員給与費においては、本町の全会計における人件費推計を踏まえて簡易水道会計分を計上した。なお、推計においては本計画期間内に全職員で3名減となっている(7名退職、4名採用)。                      平成19、20、21年度の資本的収支において、繰上償還予定額を「地方債償還金」欄に、それに伴う借換債発行額を「地方債」欄に計上(H19:13.7、H20:6.6、H21:17.9)                      資本的収支の基準外繰入額がH20年度に減少した後、再度増加に転じる理由は下記の3点が主な理由                      本会計における起債のほとんどが元利均等償還であるため、後年度になるに従い元金償還額が増加するため                      繰上償還を行う3か年(H19,20,21)のうち、H20年度の償還が最も小額であり、他の年度に比べ繰上償還の効果が見えにくい                      ため                      H21,22年度に元金償還開始となる起債があるため(簡易水道事業債)</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

## 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<p data-bbox="622 300 2116 422"> <b>【課題】</b>            全会計とも集中改革プランに基づいた定員管理の適正化を推進する。職員数の推移は次のとおり(全会計合計)            H16:93、H17:88、H18:85、H19:87、H20:85、H21:85            なお、簡易水道事業においては、事業を運営上最低限必要の人数(3人)で現在運営しており、今後も最小限の人数(3人)での運営に努める。         </p> <p data-bbox="622 462 2116 502"> <b>給与のあり方</b> </p> <p data-bbox="622 534 2116 726"> <b>【課題】</b>            H16:期末手当、管理職手当の削減により69万円の減            H17:期末勤勉手当(1.05月削減)の削減により162万円の減            H18:期末勤勉手当(1.05月削減)の削減継続により137万円の減            H19:国の新たな給与制度に準拠し、見直しを実施(8級制 6級制への移行)。さらに本俸5%削減(H19~20)により133万円減            H20:本俸5%独自削減の継続により135万円の減            H23:定員管理(22年度末1名退職、23年度係長相当職1名補充)による総人件費の抑制により393万円の減         </p> <p data-bbox="622 750 2116 805"> <b>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</b>            該当なし         </p> <p data-bbox="622 853 2116 965"> <b>【課題】</b>            現在は早期退職を促し、定員管理の適正化を図る観点から勧奨退職時において8号俸の特別昇給を実施しているが、今後、平成21年3月までに廃止する方向で労働組合との協議を進める。         </p> <p data-bbox="622 997 2116 1093"> <b>【課題】</b>            町独自に行っていた、職員互助会に対する補助は平成17年度を持って廃止した。            現在は会計ごとに職員共済費として、北海道市町村共済組合に負担金を納入している。         </p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	<p data-bbox="622 1181 2116 1396"> <b>【課題】</b>            維持管理費の抑制とそれに伴う適切な施設管理による将来負担の効果的な抑制            ・近藤地区簡易水道拡張事業においては、既存の配水施設に接続することで初期投資を抑制するとともに、施設全体がコンパクトかつ簡略になり、維持管理が容易となり将来的な経費抑制効果を見込んでいる            ・その他、薬品代や電気料等、いずれの施設においても共通する経費については、運営の効率化を進め経費を抑制する(一括発注、民間委託等)            ・併せて、各種削減努力により発生した効果額を、施設の維持補修費に適切に配分することにより、施設全体の耐用年数を延長し、将来的な維持管理及び補修費の抑制を目指す         </p> <p data-bbox="622 1428 2116 1492"> <b>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</b> </p>

## 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保  料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	収納対策会議(庁内)の設置による横断的な徴収体制の強化
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入  経営健全化や財務状況に関する情報 公開  行政評価の導入	条例に基づく財務状況・給与制度の公表(広報誌、ホームページ)のほか、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」の町内全戸配布により、行政 情報全般を公開  事業別予算の導入による事業の見直しと担当課による自己評価の実施。 各種委員会等(まちづくり委員会、広報広聴検討会議など)による個別政策の評価、答申を受けた事業の見直し
5 その他	普通建設事業や経常経費の見直しや廃止を進め、地方債残高及び一般会計からの繰入金の削減・抑制に努める

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。



繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H16：期末手当、管理職手当の削減</li> <li>・ H17：期末勤勉手当、役職加算率の削減、時間外勤務手当の抑制</li> <li>・ H18：期末勤勉手当削減の継続</li> <li>・ H19～20：国の新たな給与制度に準拠（新給与表の導入）、本給5%の独自削減</li> </ul>
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎横断的な体制による徴収強化（未徴収金の解消）</li> <li>・ 一括発注（薬品代、量水器取替え工事等）、民間委託（水質検査等）の推進等による維持管理費の削減</li> <li>・ 既存施設の活用による効率的な拡張による設備投資、維持管理費の抑制（H20～）</li> </ul>
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
<b>【収入の確保】</b>													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1												
2	未収金の徴収対策	64.9	71.2	79.2	84.1	80.9		82.7	82.7	82.7	83.7	83.7	
	改善額		6.3	8.0	4.9	-3.2	16.0	1.8	1.8	1.8	2.8	2.8	11.0
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他( )												
	改善額												
<b>【経費の削減】</b>													
職員給与費の適正化													
1	職員給与費(退職手当以外)	28.4	28.2	28.5	31.8	26.7		26.8	26.9	28.3	28.4	22.8	
	改善額			0.7	1.6	1.4	3.7	1.3	1.3	-1.6	-1.7	3.9	3.2
	給与水準												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数(人)	3	3	3	3	3		3	3	3	3	3	
	増減数(人)												
2	維持管理費等	25.3	18.5	13.8	15.2	22.7		22.8	22.8	22.8	22.8	22.8	
	改善額(適正化)		6.8	4.7	-1.4	-7.5	2.6	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.1	-0.5
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他( )												
	改善額												
	その他( )												
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	919.5	1,132.8	1,157.5	1,097.9	1,035.1		970.8	948.8	914.5	851.3	786.4	
	増減												
	計画前5年間改善額 合計						22.3						13.7
	改善額 合計												5.5

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

(参考) 補償金免除額 5.5

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
年間総有収水量 (千m <sup>3</sup> )	451	454	521	519	504	504	504	504	508	508
公称施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	3,760	4,000	4,118	4,118	4,118	4,118	4,118	4,118	4,131	4,131
1日最大配水量 (m <sup>3</sup> /日)	3,760	4,000	4,118	1,966	2,045	2,045	2,045	2,045	2,058	2,058
最大稼働率 (%)	100	100	100	48	50	50	50	50	50	50
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	144	157	152	162	160	164	164	164	165	165
給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	293	280	245	270	283	309	275	308	273	262

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。